

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年度のうち未納とされている 3 か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年度のうち未納とされている 3 か月間

私は、申立期間当時、A 県 B 市に住んでおり、市役所から送られてきた納付書を市役所内の金融機関の出張所に持参し、そこで順次国民年金保険料を納付していた。B 市に住んでいた期間については、未納なく国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、昭和 51 年度の納付記録が「納付 9 か月、未納 3 か月」とされていることから、申立期間である 3 か月間が 51 年度のどの月であるのかを特定することはできないものの、申立人が A 県 B 市に居住していた昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、申立期間を除き、すべて現年度納付されていることが確認できることから、「B 市在住時には、順次国民年金保険料を納付していた。」とする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立期間は 3 か月間と短期間であるとともに、上記のとおり申立期間前後の国民年金保険料が納付済みであることを踏まえると、あえて申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が主張する申立期間における国民年金保険料の納付方法、納付場所等は、当時の B 市の状況と符合しており、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 4 月まで

私は、昭和 44 年 5 月に国民年金に加入し、60 歳まで未納無く、国民年金保険料を納付した。60 歳になり国民年金の加入期間が終了したが、その際に市役所の担当職員から 65 歳まで追加納付可能と勧められたので手続をし、引き続き昭和 62 年 6 月からも国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳に到達した昭和 62 年*月から国民年金に高齢任意加入した旨を主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれからも、申立人が国民年金に高齢任意加入したのは平成元年 5 月 23 日であることが確認できることから、行政側の記録管理に過誤があった可能性は考え難い上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年2月までの期間、3年7月及び同年8月、7年9月から8年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月から2年2月まで
② 平成3年7月及び同年8月
③ 平成7年9月から8年1月まで

私は、申立期間は無職で、国民年金保険料の免除申請の手続を行った記憶があり、認められた期間もあったと思う。申立期間の保険料が申請免除期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に国民年金保険料の免除申請手続を行い、認められた期間もあった旨を主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は国民年金保険料の免除申請手続を行っていないものと考えられる。

また、申立期間当時は、免除申請に係る手続は年度を単位として申請及び承認が行われていたため、仮に、申立期間の国民年金保険料がすべて免除されていたとすれば、申立人は3回の申請を行うこととなるが、申立人の当該手続に関する記憶は曖昧である上、3回にわたる免除申請に係る手続すべてにおいて、行政側が事務処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 9 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 1 月から A 社（現在は、B 社）の C 支社に勤務した。しかしながら、D 社についても同年 3 月まで在籍（同年 3 月末日に定年退職）しており、給与を支給されていた。

申立期間は D 社では勤務していないものの、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間について給与が支給されており、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

ねんきん特別便で確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないと回答を受けた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間において D 社に勤務していないと自ら述べている。

申立人が申立期間において D 社で勤務をしていなかった事実については、i) 雇用保険の加入記録では、申立人が昭和 55 年 12 月 31 日に D 社を離職していること、ii) 同社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 56 年 1 月 9 日付けであること、iii) 企業年金連合会の記録では、申立人の加入員資格の喪失日が 56 年 1 月 9 日付けであることから裏付けられる。ちなみに、同社の複数の元従業員に照会したが、同人らからは、申立人の勤務状況等に係る供述を得ることができなかった。

2 一方、申立人は、申立期間において A 社の C 支社（厚生年金保険の適用事業所は同社 E 支店）に勤務していたと供述しているところ、当該事実については、A 社の社員名簿には 1981 年（昭和 56 年）1 月 1 日入社、1986 年（昭和 61 年）3 月 31 日退社となっており、また、雇用保険の加入記録によれば、申立人の A 社（同社 E 支店）における雇用保険の取得日は昭和 56 年 1 月 1

日、離職日は61年3月31日となっている上、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者原票も56年1月1日取得、61年4月1日喪失となっていることから確認できる。

- 3 厚生年金保険法第14条では、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされており、上記1及び2の事実から、申立期間において申立人は、D社にて使用されていたとは認められず、厚生年金保険被保険者原票の記録のとおり、昭和56年1月9日に資格を喪失していたものと認められる。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。